

地域型保育事業の指導検査について (保育内容)

豊島区子ども家庭部保育課

子どもの人権に配慮した保育①

(保育所保育指針抜粋)

- 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。
(第1章1(5) 保育所の社会的責任)
- 一人一人の子どもも、子ども一人一人の状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するもとの主体として、子どもの思いや願いを受け止めること。
(第1章1(3) 保育の方法ア)
- 子ども一人一人の最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の自覚が、保育所職員に求められる専門性。
(第5章1(1) 保育所職員に求められる専門性)

参考：保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）

子どもの人権に配慮した保育②

(豊島区子どもの権利に関する条例抜粋)



(子どもにかかわる施設における保障)

第17条 施設関係者は、子どもの健康を守り、子どもの育ち、遊び又は学びを、子どもの主体性を尊重しながら充実させなければなりません。

- 2 施設関係者は、保護者や関係機関と共に、子ども同士のかかわりを見守り、一人ひとりの子どもの気持ちに耳を傾け、人格を認めて、意見を尊重しなければなりません。
- 3 施設関係者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 4 施設関係者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待を防止するために関係機関との連携・協働の下に、予防及び早期発見に取り組まなければなりません。

子どもの人権に配慮した保育③

虐待の防止



保育所等において、園児に対する虐待、不適切な保育等が行われていたという事案が相次ぐ中、子どもの権利擁護に取り組んでいくことが重要である。

- 子ども一人一人の人格を尊重した保育を実施するため、日頃から、職員間での共通理解を図っておくこと。
- 保育所保育指針に基づき、計画的に保育の環境を構成し、工夫して保育を行うこと。
- 家庭において、子どもの不適切な養育の兆候が見られる場合は、関係機関と連携して適切な対応を図ること。

参考：保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月子ども家庭庁）

子どもの人権に配慮した保育④

虐待の早期発見

■ 保育所保育指針 （第3章1（1）ウ）

子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

■ 豊島区子どもの権利に関する条例（第17条第4項）

施設関係者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待を防止するために関係機関との連携・協働の下に、予防及び早期発見に取り組まなければなりません。

次のようなことに気付いたら区（児童相談所）、関連機関（保健所・嘱託医等）へ連絡してください。

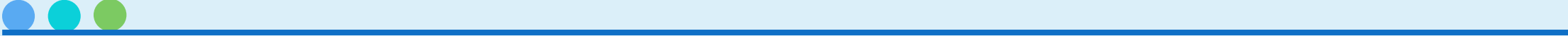
- ①不自然な外傷（あざ・打撲・やけど等）がある。
- ②衣服や身体が極端に不潔である。
- ③食事に異常な執着を示す。
- ④極端な栄養障害や発達の遅れが見られる（低身長・低体重）等。

保育内容 目次



- 1 保育の状況について（保7 ～保9 ）
- 2 給食関連について（保10 ～保17 ）
- 3 事故防止関連について（保18 ～保27 ）

1 保育の状況に関する主な指摘等



- 1-1 指導計画に基づく保育の展開
- 1-2 開所時間・休所について

1-1 指導計画に基づく保育の展開

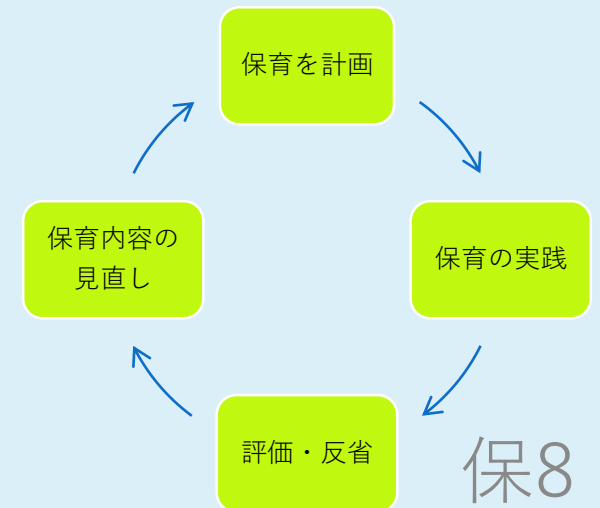


■ 指導計画

- ・ 全体的な計画に基づき具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成する。
- ・ 評価・反省を行い、次の計画に反映させる。
- ・ ねらいを踏まえて実践した保育の内容を日誌に記録し、次の保育に展開する。

■ 個別的な指導計画

- ・ 3歳未満児については、個別的指導計画を作成する。
- ・ 個別的指導計画は、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して作成する。



1-2 開所時間・休所



■適切な保育時間・開所時間を確保すること

- ・保育時間は、入所している児童の保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮して定める。

■休所（一部休所を含む）をしないこと

- ・施設の都合による休所をしないこと。
- ・行事の開催日などにおいて、保護者に家庭での保育を依頼しないこと。
- ・非常災害の発生時は、区の指示に従い、保護者への確実な情報提供に留意すること。

2 給食関連に関する主な指摘等



- 2-1 食事及び食事の提供状況
- 2-2 調理従事者・調乳担当者の検便状況

2-1 乳幼児の状況に応じた食事の提供①-1



■適切な献立内容・調理方法に沿った食事を提供すること

- ①あらかじめ作成された献立に沿って、食品を購入し調理する。
- ②献立表には、給与栄養量、食材使用予定量等を記入する。
- ③献立変更が生じた場合は、必ず保護者に周知する。
それに伴い、食材・分量変更を献立表に記録する。
- ④適正な在庫管理のため、在庫食品について賞味期限の管理をし、受払を把握する。
- ⑤乳児及び1歳以上3歳未満児の給食は、食材料の選定、調理方法等に配慮する。

2-1 乳幼児の状況に応じた食事の提供①-2



- ⑥食物アレルギー、配慮を必要とする乳幼児等については、一人一人の子ども
の心身の状況に応じて対応する。
- ⑦調理中の異物混入に気を付ける。
- ⑧配膳中ならびに食事中は子どもたちの安全に配慮する。

■調理室の衛生管理について

- ・調理室内のシンクが手洗い兼用となる場合、手を洗ったその都度、洗浄する。
- ・調理室のごみ箱は2次汚染を避ける為、ペダル式の蓋つきごみ箱が望ましい。

2-1 乳幼児の状況に応じた食事の提供② アレルギー対応

- 医師の指示や連携の下、保護者とも協力して適切に対応する。
(生活管理指導表等に基づく対応が必須)

■ 配膳方法の工夫

- ① 席の間隔をあける、固定する
- ② 個別トレイの使用、トレー、食器の色を変える
- ③ 職員がそばにつき目を離さない
- ④ 児の名前、アレルギー食材表示をする
- ⑤ 職員間によるダブルチェックの確認

2-1 乳幼児の状況に応じた食事の提供③



<事例>

◆①北海道芽室町の死亡事例：令和3年6月（認可保育施設）

②愛知県の死亡事例：令和3年6月（認可外保育施設）

1歳児が、お昼の時間帯にパンを喉に詰まらせて死亡（①②）

※②令和4年3月「愛知県認可外保育施設等における重大事故に関する検証委員会報告所」によると、パンの誤嚥による窒息の可能性が高いとされている。

◆多摩地域の死亡事例：令和4年11月（認可外保育施設）

りんごを食べていた1歳5か月（0歳児クラス）児が、眠そうな様子だった為、保育士が当該児を立たせ、口の中に指を入れてりんごをかき出したところ、泣いた後にぐったりとしたので救急搬送。入院中に死亡。

◆鹿児島県の死亡事例：令和5年4月（認可保育施設）

0歳児がすりおろしたりんごを食べたあとに死亡。

◆北海道札幌市の死亡事例：令和5年4月（認可保育施設）

1歳1か月児が焼き肉風の炒め物（肉は細かく刻んだ）をのどに詰まらせて死亡。

2-1 乳幼児の状況に応じた食事の提供④



■ 食事中の事故防止策の例（誤嚥による窒息防止）

- ・ 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。例：丸のままのミニトマト・餅等
- ※クリスマスや年末年始、節分等の行事の際は、普段とは異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期すこと。

■ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け」（平成28年3月）より

- ① ゆっくり落ちついて食べることができるよう、子どもの意思に合ったタイミングで食事を与える。
- ② 子どもの口に合った量で与える。（1回で多くの量を与えない）
- ③ 口の中に食べ物が残っていないか注意する。
- ④ 汁物などの水分を適切に与える。
- ⑤ 食事中に驚かせない。
- ⑥ 食事中に眠くなっていないか注意する。
- ⑦ 正しく座っているか注意する。

2-1 乳幼児の状況に応じた食事の提供⑤

教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食材整理表




令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」において、使用を避ける食材や調理を工夫する食材について「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を基に整理しましたので、ご活用ください。なお、本整理表に掲載した食材以外にも、誤嚥事故が発生する可能性があることを念頭に置いて、食事の見守りを行いましょ。

使用を避ける食材


<p>粘着性が高く、飲み込みにくい</p>  <p>もち 白玉団子</p>	<p>球形や大きさから、気道に入りやすく、つまりやすい</p>  <p>乾いたナッツ・豆類 ミニトマト ぶどう さくらんぼ 惣菜チーズ うずらの卵 アメ類・ラムネ</p>	<p>弾力性があり、噛み切りにくい</p>  <p>いか こんにゃく</p>
<p>やむを得ず使用する場合の留意点➡</p>	<p>4等分して形や大きさを変える</p> <p>4等分して形や大きさを変えて、口内に残る皮も取り除く</p> <p>加熱して形や大きさを変える</p>	<p>「糸こんにゃく」で代用する</p>

調理を工夫する食材

- 「年齢等」はあくまで目安です。こどもの口腔機能(咀嚼・嚥下)の発達状況や、当日の体調等に応じて調理を工夫しましょう。
- 離乳期においては、家庭で喫食経験がない食材の提供は避けましょう。

食材	年齢等	離乳期	1歳6か月～3歳頃
<p>弾力性がある又は繊維が残るため、飲み込みにくいもの</p>  <p>葉野菜 きのこ類 わかめ ソーセージ 薄切り肉</p>	<p>離乳初期 (5～6か月頃)</p> <p>離乳中期 (7～8か月頃)</p> <p>離乳後期 (9～11か月頃)</p> <p>離乳完了期 (12～18か月頃)</p>	<p>なめらかにすりつぶした状態にする</p> <p>舌でつぶせる固さにする</p> <p>歯ぐきでつぶせる固さにする</p> <p>歯ぐきで噛める固さにする</p>	<p>2歳頃</p> <p>3歳～3歳6か月頃</p>
<p>唾液を吸収して、飲み込みにくいもの</p>  <p>ゆでたまご ひき肉</p>			
<p>食塊の固さや切り方によってつまりやすいもの</p>  <p>りんご なし</p>		<p>やわらかくなるまで加熱する</p> <p>●生の状態、すりおろしただけの状態では与えない。</p>	
<p>固くて噛み切れない又は噛みちぎりにくいもの</p>  <p>えび 貝類 おにぎりのり</p>		<p>離乳期に提供することは避ける</p> <p>●「おにぎりのり」は、「きざみのり」で代用する。</p>	

具体的な加熱方法は？



個別食材のPOINT

- ソーセージ：縦半分にする (太さや長さも調整する)
- ひき肉：とろみをつける

●近年の誤嚥に関する重大事故は、離乳期のこどもが「りんご」、「パン」を食べた時に多く発生していますので、食材の調理や提供方法等に十分注意してください。

2-2 調理・調乳担当者の検便



- 調理・調乳担当者は、雇入れ時（配置換え含む。）及び月1回以上の検便を行うこと。
 - ・ 検便の検査結果は適切に保管する。
 - ・ 雇入れ時及び配置換えの際も同様に、必ず検査結果を確認した上で調理・調乳業務に従事させる。
 - ・ 調理委託の場合も、園において検査結果を確認する。
- ※ 10月～3月までの間、必要に応じてノロウィルス検査を行うことが望ましい。
- 調理・調乳担当者は、健康チェックを毎日行い記録すること。
 - ・ 個人別、項目別（下痢、嘔吐、発熱、手指等の化膿創など）に行うことが望ましい。

3 事故防止に関する主な指摘等



- 3-1 乳幼児突然死症候群の予防
- 3-2 プール・水遊び活動
- 3-3 園外保育、置き去り、見失い等
- 3-4 安全な保育環境
- 3-5 所在確認
- 3-6 事故発生時の対応

3-1 乳幼児突然死症候群の予防①

- 子どもの顔が見える仰向けにしっかりと寝かせる。
- 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。
(顔色がしっかり確認できること、採光、布団等が顔にかぶっていないか)
- 必ず大人がみていること。
(子どもから目を離さない、子ども全員が見える位置につく)
- 日々、個々の体調確認の徹底。
(個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等)
- 1歳児以上でも、子どもの家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせ、子どもの安全確認をきめ細かく行う。

3-1 乳幼児突然死症候群の予防②



■睡眠時チェックをきめ細やかに行い、記録する

- ・ 0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい間隔。
- ・ 預かり始めの時期は特に注意してチェックする。
- ・ 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェック。
- ・ チェックする担当者を明確にする。
- ・ チェック項目（子どもの寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態、体温）
- ・ 乳幼児の体に触れて確認する。

3-1 乳幼児突然死症候群の予防③

■ その他の睡眠中の事故

睡眠中に子どもが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群という病気のほか、窒息などによる事故がある。乳幼児突然死症候群の予防策は、窒息などその他の睡眠中の事故防止にもつながる。

【窒息リスク除去方法】

- ① やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ② ヒモ、またはヒモ状のもの
(例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等) を置かない。
- ③ 口の中に異物がないか確認する。
- ④ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ⑤ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に児童の呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

3-2 プール・水遊び活動



■ 事故防止対策を徹底して行う

- ・ 指導員と監視員を分け、監視員は監視に専念する。
- ・ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール・水遊び活動の中止も選択肢とする。
- ・ 事故が発生したときに備えて、心肺蘇生などの訓練を行う。

厚生労働省（平成28年3月）「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

■ 衛生管理を徹底して行う

- ・ 塩素消毒を行う。排泄が自立していない乳幼児は個別のたらい等を用いて他者と水を共有しない等。

厚生労働省（平成30年3月）「保育所における感染症対策ガイドライン」

3-3 園外保育、置き去り、見失い等①

- 複数の保育従事職員が、役割分担を決めて対応しているか、職員間の情報共有がされているか。
- 園の出発時、目的地への到着時や出発時、帰園時、また、園バス等乗降時における子どもの人数確認・置き去り防止を行っているか。
- 場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等しているか。
※園内においても同様

3-3 園外保育、置き去り、見失い等②



<事例>

- ◆公園到着後、複数の場所に分かれて活動。各場所で途中人数確認を行うが、公園内にいた方が当該児を抱っこして連れてきた。当該児が活動場所からいなくなっていることに、保育士は気づいていなかった。
- ◆園庭遊び中、当該児が庭に隣接しているトイレへ向かう。遊び終了となり、他児は順次保育室へ戻る。保育士は園庭トイレをのぞくが、静かだったので施錠。しばらくして泣き声が園庭トイレから聞こえたため、園長が当該児を発見。
- ◆屋上で遊んだ後、保育室までの階段を下りていく際、他児が屋上に戻ってしまい、その対応をしている間に当該児がすり抜けて別の保育室に行ってしまう。保育室に戻った際、人数確認を怠り食事開始になって当該児がいないことに気づく。

3-4 安全な保育環境



- 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。

例：トイレットペーパーの芯に通るような玩具等、丸いマグネット等

- 転倒、落下の恐れがある場所で保育していないか。

例：転倒、落下防止策がされていない物の下に布団を敷いている。

厚生労働省（平成28年3月）「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

3-5 所在確認



- 乳幼児が施設外で活動する際、移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に点呼等による乳幼児の所在を確認しているか。
- 連絡がなく登園予定時間に登園がない、長期にわたり連絡のない保護者に連絡する等、確認を行っているか。

3-6 事故発生時の対応



■ 事故発生後の対応

医師・看護師等への相談、適切な処置、保護者への連絡・説明を行う。

■ 事故の経過及び対応を記録

事故の経過、振り返り、再発防止策の記録を行う。

■ 事故発生状況の速やかな報告

区・都・国の報告を行う。

指導検査の意義



☆子どものため・・・保育の質の向上

☆保護者のため・・・安心・安全の確保

☆園及び職員のため・・・リスクマネジメント

今後とも御協力をお願い申し上げます

MEMO

